

○福井市生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則

平成27年3月31日

規則第11号

(趣旨)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく生活困窮者住居確保給付金に関する事務の取扱いについては、法、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給の申請)

第2条 法第6条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けようとする者は、省令第13条の生活困窮者住居確保給付金支給申請書のほか、次の各号に掲げる支給を受けようとする給付金の区分に応じ、当該各号に定める書類のうち市長が必要と認めるものを市長に提出しなければならない。

(1) 省令第11条第1項第1号の規定により支給する生活困窮者住居確保給付金（以下「家賃補助」という。） 次に掲げる書類

- ア 住居確保給付金申請時確認書（様式第1号）
- イ 入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2号）
- ウ 入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 省令第11条第1項第2号の規定により支給する生活困窮者住居確保給付金（以下「転居費用補助」という。） 次に掲げる書類

- ア 住居確保給付金申請時確認書（様式第1号の2）
- イ 入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2号の2）
- ウ 住居確保給付金要転居証明書（様式第4号）
- エ 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(申請の審査等)

第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、審査の結果、申請内容が適正であると認められ、かつ、当該申請をした者が新たな住居の確保が必要な者であるときは、家賃補助の

申請をした者に対しては住居確保給付金支給対象者証明書（様式第 5 号）を、転居費用補助の申請をした者に対しては住居確保給付金支給対象者証明書（様式第 5 号の 2）を交付するものとする。

- 2 前項の住居確保給付金支給対象者証明書の交付を受けた者であって住宅を確保できたものは、住居確保報告書（様式第 6 号）を住宅入居後 7 日以内に、市長に提出しなければならない。
- 3 住居確保報告書には、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付しなければならない。

（報告依頼書）

第 4 条 法第 22 条の規定により文書の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めるときは、報告依頼書（様式第 7 号）によるものとする。

（支給の決定）

第 5 条 市長は、給付金の支給を決定したときは、家賃補助の申請をした者に対しては住居確保給付金支給決定通知書（様式第 8 号）により、転居費用補助の申請をした者に対しては住居確保給付金支給決定通知書（様式第 8 号の 2）により通知するものとし、当該給付金の不支給を決定したときは、住居確保給付金不支給通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

（常用就職の報告）

第 6 条 家賃補助の支給の決定を受けた者（以下「家賃補助受給者」という。）は、給付金の支給の決定後に、常用就職した場合には、常用就職届（様式第 10 号）に収入見込額が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する報告を行った家賃補助受給者は、報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月市長に提出しなければならない。

（支給額の変更）

第 7 条 給付金の支給額に変更が生じる場合は、家賃補助受給者にあつては住居確保給付金変更支給申請書（様式第 11 号）に、転居費用補助の支給の決定を受けた者にあつては住居確保給付金変更支給申請書（様式第 11 号の 2）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があつた場合において、支給額の変更を決定したときは、家賃補助の支給額の変更の申請をした者に対しては住居確保給付金変更支給決定通知書（様式第 12 号）により、転居費用補助の支給額の変更の申請をした者に対しては住居確保給付金変更支給決定通知書（様式第 12 号の 2）により通知するものとする。

(支給の中断)

第8条 家賃補助受給者は、疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難になった場合は、住居確保給付金支給中断届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があった場合において、家賃補助の支給の中断を決定したときは、住居確保給付金支給中断通知書(様式第14号)により当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の決定を受けた者は、心身の回復により就職活動を再開できるときには、住居確保給付金支給再開届(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する届出があった場合において、支給の再開を決定したときは、住居確保給付金支給再開通知書(様式第16号)により当該届出をした者に通知するものとする。

(支給の中止)

第9条 市長は、家賃補助の支給決定後に、省令第15条に規定する場合のほか家賃補助の支給要件を欠く事由が生じたときは、家賃補助の支給を中止することができる。

2 市長は、家賃補助の支給を中止したときは、住居確保給付金支給中止通知書(様式第17号)により家賃補助受給者に通知するものとする。

(支給期間の延長)

第10条 家賃補助受給者が支給期間の延長又は再延長を希望する場合は、支給期間の最終の月の末日までに生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)(様式第18号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、支給期間の延長又は再延長を決定したときは、住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)(様式第19号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月28日規則第42号の2)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和２年１２月１６日規則第９７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年４月１日規則第３８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年６月２０日規則第４１号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和７年４月１日規則第２６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年７月１１日規則第５１号）

この規則は、令和７年８月１日から施行する。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1—1)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書(則第11条第1項第1号の規定による支給)

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
 - (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ア 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - イ 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
 - ウ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。
 - (2) 則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者
 - ア 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - イ 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける。
 - ウ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 ☐ 再支給の申請ではない。(過去に則第11条第1項第1号の規定による家賃補助の支給を受けたことがない。)
又は、
☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している。
従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
再支給の申請までに ☐ 常用就職をした。
☐ 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。

同意事項

- 1 次の各号のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - (1) 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - (2) 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ、就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - (3) 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く。)
 - (4) 申請内容に偽りがあった場合
 - (5) 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - (6) 支給決定後、受給者が拘禁刑以上の刑に処された場合
 - (7) 受給者が生活保護を受給した場合
 - (8) 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - (9) 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

年 月 日

福井市長

あて

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所又は居所
申請者氏名

(裏面)

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、住民票記載事項証明書、住民票、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

2 離職関係書類

次のいずれかを証する書類

- (1) 申請日を起点に2年(疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長4年)以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。
なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し
- (2) 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加確認書類等

1 求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載(公共職業安定所等での求職活動を行う申請者)

公共職業安定所から付与された求職番号

地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称

2 経営相談先の記載(則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者)

経営相談先の名称

--

3 入居(予定)住宅関係書類

(1) 住宅喪失者

不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2号)

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式第3号)

(用語)

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)をいいます。

様式第1号の2(第2条関係)

(表面)

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1—1)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

誓約事項

- 1 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 2 ☐ 再支給の申請ではない。(過去に則第11条第1項第2号の規定による転居費用補助の支給を受けたことがない。)
又は、
☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している。
従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと。

同意事項

- 1 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- 2 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

____年 ____月 ____日

福井市長

あて

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所又は居所
申請者氏名

(裏面)

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

2 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

3 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡したこと、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

4 収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

5 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

6 自立相談支援機関から交付された住居確保給付金要転居証明書(様式第4号)

② 追加確認書類

1 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2号の2)

2 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書(家財の運搬費用、原状回復費用等)

(用語)

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)をいいます。

様式第2号（第2条関係）

入居予定住宅に関する状況通知書(則第11条第1項第1号の規定による支給)
(不動産仲介業者等記載欄)

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、暴力団員等と関係を有しないことの確認に当たり、自治体又は社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が必要に応じて官公署から情報を求めることについて同意します。
3. 住居確保給付金の支給、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付けを行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

福井市長 あて

年 月 日

不動産仲介業者等
(商号又は名称)
フリガナ
(代表者名)
(所在地) 〒
(免許証番号)
(担当者等) 氏名 所属
電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

下記（注意事項）に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと。

入居予定者

氏名（フリガナ）	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助基準に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること。

初期費用				
	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分＋日割り 日分として)	円
		共益費		円
		管理費		円
		敷金		円
		礼金等	礼金 その他 ()	円 円
		(2) 媒介報酬額		円
	(3)	火災保険料		円
		その他 (入居保証料等)		円
	合計			円
※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。				
振込口座				
	住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
			口座名義	
			金融機関名	
			支店名	
			口座種別	普 通 ・ 当 座
	初期費用(1)の振込先	初期費用(1)に関する者の振込口座	フリガナ	
			口座名義	
			金融機関名	
			支店名	
			口座種別	普 通 ・ 当 座
	初期費用(2)の振込先	初期費用(2)に関する者の振込口座	フリガナ	
			口座名義	
			金融機関名	
			支店名	
			口座種別	普 通 ・ 当 座
口座番号				

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

- 私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付けを行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【以下は、申請者全員記載してください。】

年 月 日

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を福祉総合相談室（自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等)

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

(用語)

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

様式第2号の2（第2条関係）

入居予定住宅に関する状況通知書(則第11条第1項第2号の規定による支給)
(不動産仲介業者等記載欄)

- 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。
- 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、暴力団員等と関係を有しないことの確認に当たり、自治体又は社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が必要に応じて官公署から情報を求めることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付けを行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

福井市長 あて

年 月 日

不動産仲介業者等
(商号又は名称)
(フリガナ)
(代表者名)
(所在地) 〒
(免許証番号)
(担当者等) 氏名 所属
電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

下記（注意事項）に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと。

入居予定者

氏名（フリガナ）	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

※1 住居確保給付金の支給額は、入居予定の賃貸住宅が所在する市区町村における住宅扶助基準に基づく額（ 円）に3を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とし、申請者が実際に転居に要する経費とする。

※2 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること。

初期費用				
給 付 金 支 給 対 象	(1)	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
	(2)	仲介手数料		円
	(3)	住宅保険料		円
		家賃債務保証料		円
	(4)	鍵交換費用		円
		合計		円
給 付 金 支 給 対 象 外	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分＋日割り 日分として)	円
	(2)	共益費		円
	(3)	管理費		円
	(4)	敷金		円
	(5)	その他		円
		合計		円
総合計 (支給対象＋支給対象外)				円
※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。				
振込口座				
	住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座

※振込先が品目ごとに複数ある場合は、口座欄を適宜追加し、品目の範囲を明示して追記すること。

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付けを行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体、同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給（初期費用分）は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を福祉総合相談室（自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等)

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

(用語)

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

入居住宅に関する状況通知書

(不動産仲介業者等記載欄)

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。 2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることに同意します。			
福井市長		あて	
		年 月 日	
		(商号又は名称)	
		フリガナ (代表者名)	
		(所在地) 〒	
		(免許証番号)	
		(担当者等) 氏名 所属	
		電話番号	
※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。			
※免許証番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。			
(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)			
下記（注意事項）に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと。			
入居者について			
フリガナ 氏名			
生年月日	年 月 日		
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)		
入居開始日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)		
入居している賃貸住宅について			
名称			
所在地			
月額家賃	円		
※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。			
※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。			
※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。			
※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始日欄の（ ）内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること。			
振込口座			
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通 ・ 当 座

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報が、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名.....

住所.....

電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を福祉総合相談室（自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等)

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

様式第4号（第2条関係）

住居確保給付金要転居証明書

下記の者に対し家計改善の支援を実施した結果、下記の者が、その家計の改善のために、生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5号ロに規定する要件（（1）又は（2））に該当し、かつ、その費用の捻出が困難であると認められたことを証明します。

年 月 日

（家計改善支援事業実施者名又は自立相談支援機関名）

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

添付資料

上記が確認できる資料（相談時家計表及び転居後の家計計画表、その他、必要に応じて、転居前後のキャッシュフロー表、家計再生プラン等の写し）

様式第 5 号（第 3 条関係）

住居確保給付金支給対象者証明書(則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による支給)

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

福井市長



本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	月額 円
-------	------

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の 1 か月後までとします。

(用語)

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 2 7 年厚生労働省令第 1 6 号）をいいます。

様式第 5 号の 2（第 3 条関係）

住居確保給付金支給対象者証明書(則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による支給)

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

福井市長



本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	(1) 転居先の住宅に係る 初期費用	円
	(2) その他(家財の運搬 費用、原状回復費用等)	円
	合計	円

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の 1 か月後までとします。

(用語)

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）をいいます。

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

福井市長 あて

年 月 日

フリガナ

氏名.....

電話番号.....

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

総合支援資金(住宅入居費)（社会福祉協議会による貸付け）を利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日
-----------------------	-----------------

(注意事項)

- この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った自立相談支援機関に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください（郵送可）。
- 給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない、又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は、必ず事前に相談支援員に相談してください。

様式第7号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

福井市長



生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について（依頼）

生活困窮者自立支援法第22条に基づき、住居確保給付金の支給に関して必要がありますので、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

（参考）生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

（資料の提供等）

第22条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者居住支援事業（法第3条第6項第1号に掲げる事業に限る。）の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住し、若しくは居住しようとする住宅を賃貸する者その他の関係者若しくはこれらの役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況又は当該住宅の確保に関する事項につき、報告を求めることができる。

3 （略）

第 号
年 月 日

様

福井市長 印

住居確保給付金支給決定通知書（則第11条第 1 項第 1 号の規定による支給）

年 月 日付けで申請された住居確保給付金について、下記のとおり
決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで
- 3 支給方法
- 4 支給対象となる住宅 名称

所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、第1号又は第2号のアからウまでのいずれかの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ア 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - イ 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - ウ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
 - (2) 則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める者
 - ア 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - イ 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。
 - ウ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式第10号)」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、福祉総合相談室(自立相談支援機関)に申し出てください。

(用語)

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)をいいます。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に福井市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は福井市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

福井市長



住居確保給付金支給決定通知書(則第11条第 1 項第 2 号の規定による支給)

年 月 日付けで申請された住居確保給付金について、下記のとおり
決定したので通知します。

記

1 支給額 円

2 支給方法

3 支給対象となる転居先の住宅 名称

所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 受給者は、転居先の住宅へ転居した後、転居先の住宅に係る初期費用以外の支給対象経費（家財の運搬費用、原状回復費用等）の実際の支出額を確認できる書類（領収書等）を自立相談支援機関に対し提出してください。
- 2 転居先の住宅に係る初期費用等の一部支給を受けている方については、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、福祉総合相談室（自立相談支援機関）に申し出てください。
なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求めます。

(用語)

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に福井市に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に福井市を被告として（訴訟において福井市を代表する者は福井市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号（第5条関係）

第		号
年	月	日
様		
福井市長		印
住居確保給付金不支給通知書		
年 月 日付けで、貴方より申請された住居確保給付金について、 下記の理由により不支給となりましたので通知します。		
記		
不支給の理由		

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に福井市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に福井市を被告として（訴訟において福井市を代表する者は福井市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

常用就職届

私は、求職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、原則として、収入が得られた月から支給が中止されることについて、了解します。

福井市長

あて

年 月 日

フリガナ

氏名.....

住所.....

電話番号.....

就職先

フリガナ	
事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年 月（ 年 月家賃相当分）から 年 月（ 年 月家賃相当分）まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

（注意事項）

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を毎月提出してください。

様式第 11 号（第 7 条関係）

住居確保給付金変更支給申請書(則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による支給)

私は、 年 月 日 第 号により、住居確保給付金の支給の
決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

福井市長 あて

フリガナ

氏 名

住 所

生年月日

電話番号

変更理由

変更理由

添付書類

- (1) 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- (2) 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- (3) 転居した場合
 - ・ 貸主の責め又は相談支援員の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・ 入居住宅に関する状況通知書（様式第 3 号）
 - ・ 転居先の賃貸借契約書等の写し

※「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）をいいます。

様式第11号の2（第7条関係）

住居確保給付金変更支給申請書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

私は、 年 月 日 第 号により、住居確保給付金の支給の
決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

福井市長 あて

フリガナ

氏 名

住 所

生年月日

電話番号

変更理由

添付書類

変更理由の事実が確認できる書類の写し

※「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

様式第12号（第7条関係）

	第	年	月	日
様				
福井市長				印
住居確保給付金変更支給決定通知書(則第11条第1項第1号の規定による支給)				
年 月 日付け 第 号で支給決定を行った住居確保給付金				
については、年 月 日付け住居確保給付金変更支給申請書に基づき、				
下記のとおり変更決定したので通知します。				
記				
1 変更内容				
☐ 支給額 月額 円				
☐ 支給方法（代理受領に変更等）				
2 1の変更内容の適用後の支給期間				
年 月（ 年 月家賃相当分）から				
年 月（ 年 月家賃相当分）まで				
3 変更理由				
4 対象となる住宅 名称				
所在地				

※「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に福井市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に福井市を被告として（訴訟において福井市を代表する者は福井市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号の2（第7条関係）

		第	号
		年	月
			日
様			
福井市長			印
住居確保給付金変更支給決定通知書(則第11条第1項第2号の規定による支給)			
年 月 日付け 第 号で支給決定を行った住居確保給付金			
については、年 月 日付け住居確保給付金変更支給申請書に基づき、			
下記のとおり変更決定したので通知します。			
記			
1	変更内容	支給額	円
2 変更理由			
3	対象となる住宅	名称	所在地

※「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に福井市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に福井市を被告として（訴訟において福井市を代表する者は福井市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 13 号（第 8 条関係）

住居確保給付金支給中断届

私は、下記のとおり疾病又は負傷のため、求職活動を行うことが困難であることを届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が中断されることについて了解します。

福井市長 あて

年 月 日

フリガナ

氏名

住所

生年月日

電話番号

心身の状況について

医療機関受診年月日	年 月 日
病 名（治療期間の目途）	
中断日	年 月 日
次回面談等（予定）日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から (年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

医師が交付した診断書、処方箋の写し、医療機関の領収書等、医療機関を受診した証明書

様式第14号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

福井市長



住居確保給付金支給中断通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。

記

- 1 支給中断時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中断の理由 疾病・負傷により、求職活動が困難であるため

(注意事項)

- 1 中断を決定した日から、原則1月に一度、自立相談支援機関に連絡を行い、体調及び生活の状況について相談を行ってください。自立相談支援機関への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。
- 2 心身の回復後に求職活動を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届」を本通知書を交付した自立相談支援機関に提出して下さい。
- 3 中断期間は、中断決定日から最大2年間です。2年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に福井市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に福井市を被告として（訴訟において福井市を代表する者は福井市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 15 号（第 8 条関係）

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり求職活動を再開することとなりましたので届け出ます。
この届出によって、住居確保給付金の支給再開を希望します。

福井市長

あて

年 月 日

フリガナ

氏名

住所

生年月日

電話番号

中断・再開の状況

申請番号	
中断決定日	年 月 日
再開を希望した面談日	年 月 日
求職活動を再開する日（予定）	年 月 日

（添付書類）

- ・現住所を確認できる書類の写し
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

様式第16号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

福井市長



住居確保給付金支給再開通知書

年 月 日第 号により支給中断した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 再開後の支給期間 年 月分（ 年 月家賃相当分）から
年 月分（ 年 月家賃相当分）まで

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、第1号又は第2号のアからウまでのいずれかの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ア 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - イ 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - ウ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
 - (2) 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める者
 - ア 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - イ 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。
 - ウ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式第10号)」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、福祉総合相談室(自立相談支援機関)に申し出てください。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に福井市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は福井市長となります。)、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第17号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

福井市長



住居確保給付金支給中止通知書

年 月 日 第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中止の理由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に福井市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に福井市を被告として（訴訟において福井市を代表する者は福井市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)					
フリガナ					
①氏 名					
②生年月日	年	月	日	満()歳	
③電話番号					
申 立 事 項	④期間(再)延長が必要な理由				
⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること。					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。					
私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の(再)延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。					
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付けを行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
年 月 日					
福 井 市 長 あて					
申請者氏名					

(裏面)

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
なお、再延長期間中は、すべての受給者において、公共職業安定所等での求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、生活困窮者自立支援法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、生活困窮者自立支援法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 生活困窮者自立支援法施行規則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 生活困窮者自立支援法施行規則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

(添 付 書 類)

- 1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
 - ①公共職業安定所等での求職活動を行っている者
(例)職業相談確認票(参考様式)
住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式)
 - ②生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県が認める者
(例)自立に向けた活動計画(参考様式)
自立に向けた活動状況報告書(参考様式)
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
- 3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

第 号
年 月 日

様

福井市長



住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）

年 月 日付けで申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額

月額

円
- 2 支給期間

年 月（ 年 月家賃相当分）から

年 月（ 年 月家賃相当分）まで
- 3 支給方法
- 4 支給対象となる住居

名称

所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、第1号又は第2号のアからウまでのいずれかの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ア 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - イ 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
 - ウ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
 - (2) 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める者
 - ア 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - イ 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。
 - ウ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式第10号)」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、福祉総合相談室(自立相談支援機関)に申し出てください。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に福井市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は福井市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 1 号の 2（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 2 条関係）

様式第 2 号の 2（第 2 条関係）

様式第 3 号（第 2 条関係）

様式第 4 号（第 2 条関係）

様式第 5 号（第 3 条関係）

様式第 5 号の 2（第 3 条関係）

様式第 6 号（第 3 条関係）

様式第 7 号（第 4 条関係）

様式第 8 号（第 5 条関係））

様式第 8 号の 2（第 5 条関係）

様式第 9 号（第 5 条関係）

様式第 1 0 号（第 6 条関係）

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

様式第 1 1 号の 2（第 7 条関係）

様式第 1 2 号（第 7 条関係）

様式第 1 2 号の 2（第 7 条関係）

様式第 1 3 号（第 8 条関係）

様式第 1 4 号（第 8 条関係）

様式第 1 5 号（第 8 条関係）

様式第 1 6 号（第 8 条関係）

様式第 1 7 号（第 9 条関係）

様式第 1 8 号（第 1 0 条関係）

様式第 1 9 号（第 1 0 条関係）